

東邦大学付属東邦中学校・高等学校同窓会（以下「本同窓会」といいます。）は、個人情報の保護について、次のとおり基本方針、個人データの取扱いに係る規律及び安全管理措置（以下「本方針」といいます。）を定め、これらに基づいて、個人情報・個人データを安全に管理する。なお、本方針で使用する用語の意味は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）に準拠するものとする。

第1条 基本方針

- 1 個人情報は、個人情報保護法、ガイドラインなどの法令等を遵守して管理する。
- 2 個人情報の安全管理を図る体制を構築する。
- 3 本方針及びその遵守状況などを定期的に点検し、適宜改善に勤める。

第2条 個人データの取扱いに係る規律

- 1 個人データを取得した場合は、速やかに当該個人データを第3条以下の安全管理措置を満たす状態で管理する。
- 2 本同窓会役職員の中から個人データを取り扱う者として指定された者（以下「個人データ取扱者」という。）以外の役職員は、保有個人データにアクセスしてはならない。
- 3 個人データ取扱者は、本同窓会プライバシーポリシー記載の目的以外の目的で保有個人データにアクセスしてはならず、アクセスは必要最小限としなければならない。
- 4 保有個人データの内容を修正する必要がある場合には、個人データ取扱者は、個人情報安全管理責任者の指示に従い、訂正、追加又は削除を行う。
- 5 個人データを廃棄する場合は、個人情報安全管理責任者の指示に従って、当該個人データの復元ができない方法により、個人データの廃棄を行う。

第3条 組織的安全管理措置

- 1 本同窓会会長を個人情報安全管理責任者とし、個人情報の安全管理に関する事務を統括させる。
- 2 本同窓会の役員及び従業員から個人データを取り扱う者（個人データ取扱者）を指定し、それ以外の者は個人データを取り扱わない。
- 3 個人情報及び個人データの漏洩等があった場合は、直ちに個人情報安全管理責任者に連絡し、適切な措置をとる。

第4条 人的安全管理措置

- 1 個人データ取扱者には、個人データを漏洩しないこと等を誓約する書面を提出させる。
- 2 個人データ取扱者には、年1回個人情報保護に関する研修を受けさせる。

第5条 物理的安全管理措置

- 1 個人データが記録された媒体（書面、USBメモリ等）は同窓会室で管理する。
- 2 同窓会室は施錠するなどして、みだりに第三者が入室しないようにする。
- 3 個人データが記載された媒体を同窓会室外に持ち出す場合には、安全管理責任者の許可を取り、施錠して管理する等、個人データ漏洩防止のために必要な措置を講ずる。

第6条 技術的安全管理措置

- 1 個人データを扱うコンピューター（以下「個人データ管理端末」という。）については、ID・パスワードを設定する等、アクセス制限のための必要な措置を講ずる。
- 2 個人データ管理端末については、コンピューターウイルス対策ソフトウェアのインストール、OSのアップデート等、コンピューターウイルス対策のための必要な

措置を講ずる。

- 3 個人データ管理端末については、定期的に個人データのバックアップを取る等、個人データの滅失・毀損防止のための必要な措置を講ずる。
- 4 個人データをやり取りするにあたっては、データの暗号化やパスワードの設定等、個人データ漏洩防止のために必要な措置を講ずる。

第7 第三者への委託

- 1 前条までの規定にかかわらず、保有個人データの管理は第三者に委託することができる。
- 2 保有個人データの管理を委託する者には、個人データを漏洩しないこと等を誓約する書面を提出させるほか、前条までと同等に個人データを安全に管理させるものとする。

以上